

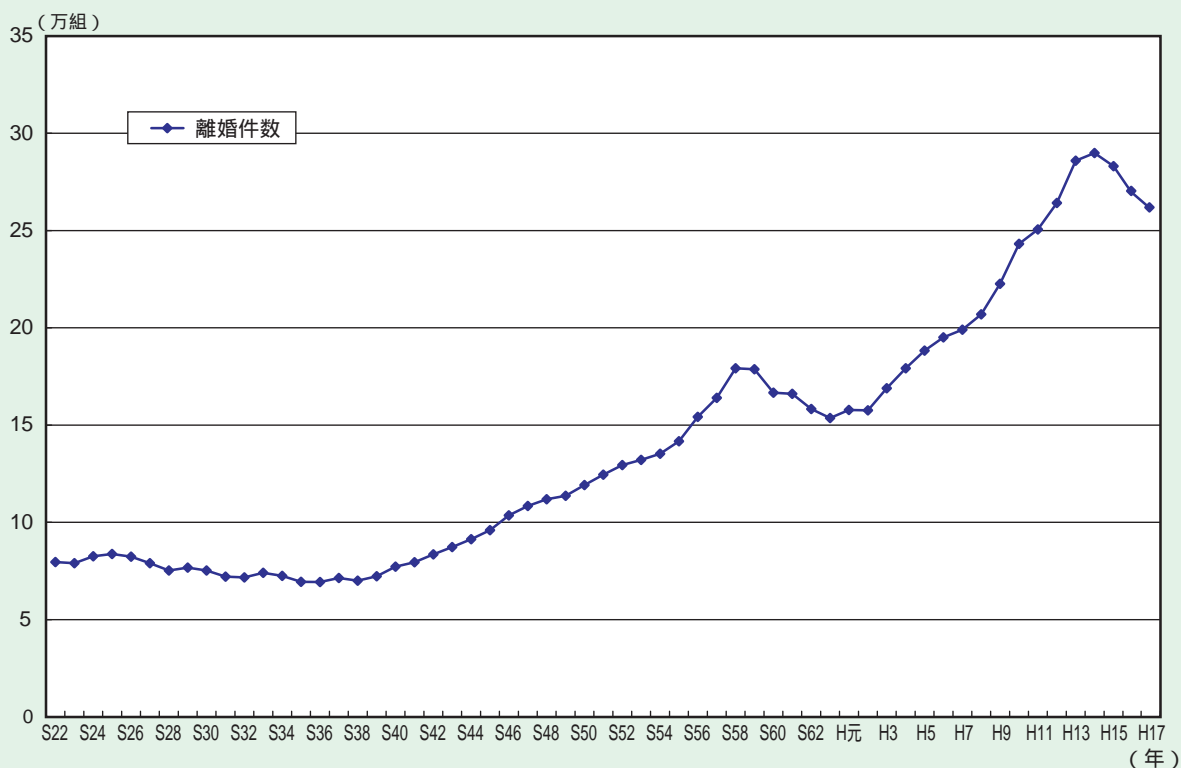
第 1 章

母子家庭をめぐる 状況

1 急増する母子家庭等

我が国の年間離婚件数は、昭和39（1964）年以降毎年増加し、昭和58（1983）年をピークに減少したが、平成3（1991）年から再び増加し、平成14（2002）年には、約29万組となり、過去最高となった。平成16（2004）年は27万1千組と減少に転じ、平成17（2005）年は約26万2千組と推計されており、平成16（2004）年よりさらに減少するものと見込まれている（厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」図表1-1-1）。家庭裁判所における婚姻関係事件では、申立て（67,688件）の動機として多いものは、性格が合わない（32,911件、48.6%）、異性関係（16,856件、24.9%）、暴力を振るう（15,889件、23.5%）である（最高裁判所「司法統計年報」（平成16年）申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。）。

図表1-1-1 離婚件数の推移



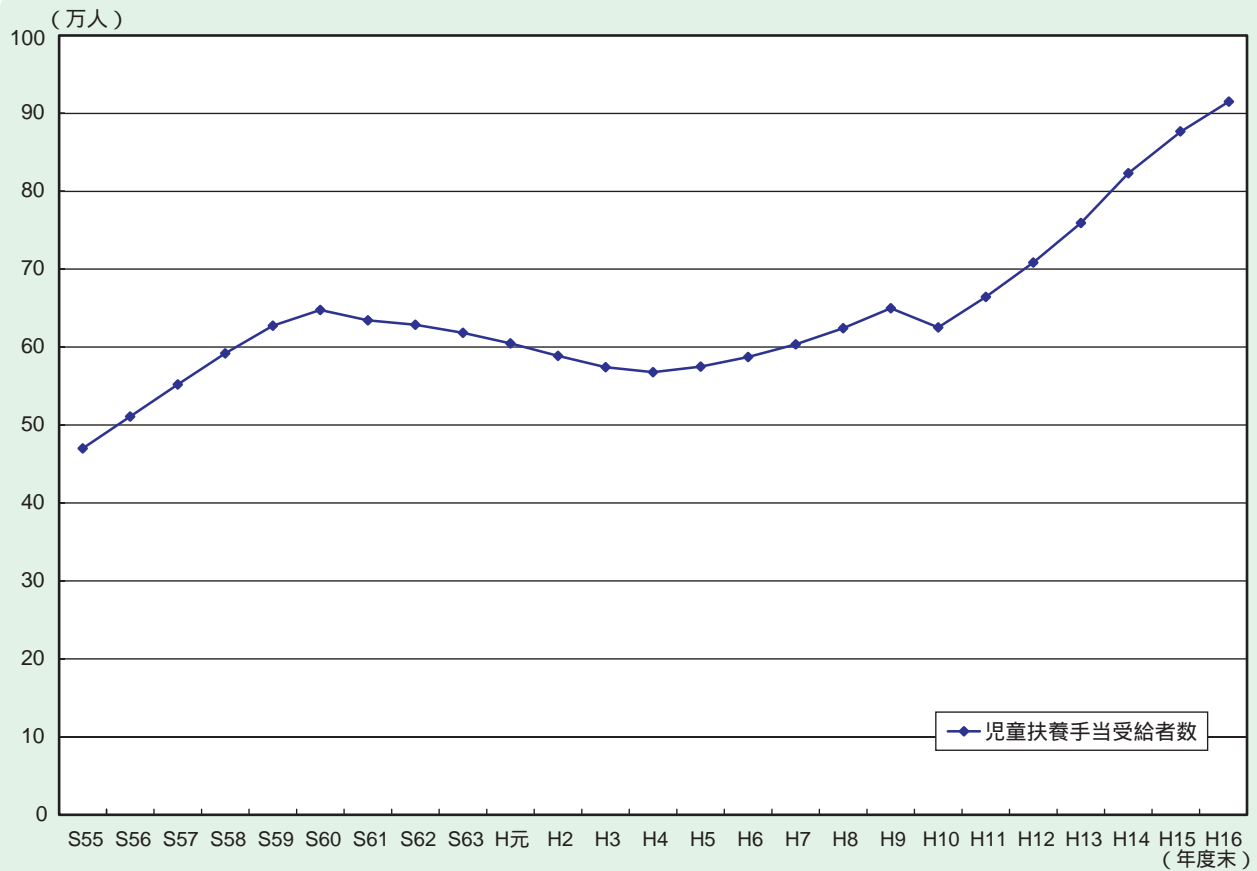
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
 (注)平成17年は推計値である。

母子世帯数をみると、平成15（2003）年現在であるが1,225,400世帯と、5年前の954,900世帯に対し、28.3%の増加となっている。母子世帯となった理由は、離婚（79.9%）、死別（12.0%）、未婚時の出産（5.8%）等である。また、母子世帯の母の平均年齢は39.1歳と5年前の40.9歳と比べて1.8歳、末子の平均年齢は10.2歳と、5年前の10.9歳と比べ0.7歳、母子とも平均年齢が低下している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」）。

母子家庭の増加により、児童扶養手当（第4章第1節参照）の受給者数も増加しており、平

成12(2000)年度末708,395人、平成13(2001)年度末759,197人、平成14(2002)年度末822,958人、平成15(2003)年度末871,161人、平成16(2004)年度末911,470人(厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」図表1-1-2)であり、平成18(2006)年1月末現在では、962,185人(概数)である(厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」)。

図表1-1-2 児童扶養手当受給者数の推移

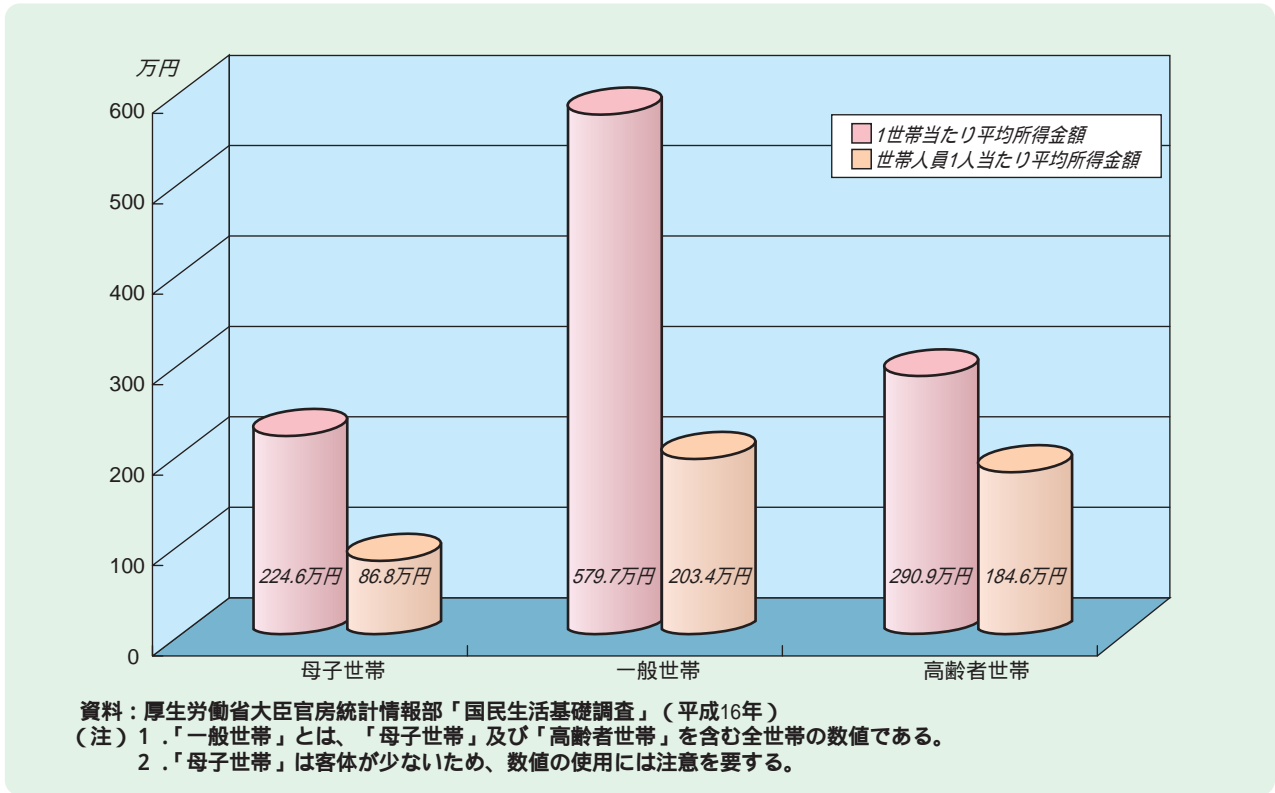


2 母子家庭の収入の状況等

母子家庭の1世帯当たり平均所得金額は、224万6千円であり、世帯人員1人当たり平均所得金額は86万8千円である。

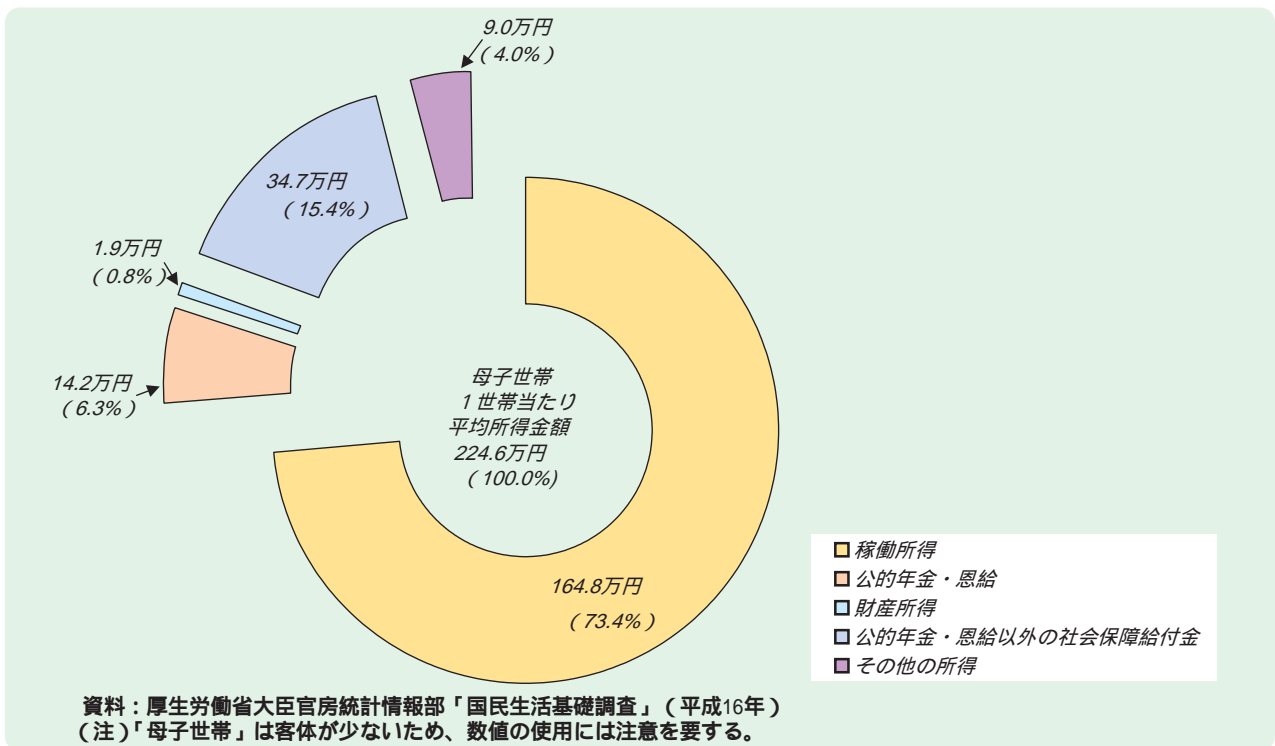
一般世帯の1世帯当たり平均所得金額579万7千円、世帯人員1人当たり平均所得金額203万4千円、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額290万9千円、世帯人員1人当たり平均所得金額184万6千円に比べ低い水準にとどまっている(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成16年)図表1-1-3)。

図表1-1-3 1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額



母子家庭1世帯当たりの平均所得(224.6万円)の内訳をみると、その73.4%は「稼働所得」(164.8万円)であり、15.4%は公的年金・恩給以外の社会保障給付金であり、この公的年金・恩給以外の社会保障給付金の中には児童扶養手当も含まれている(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成16年)図表1-1-4)。

図表1-1-4 母子家庭の所得構成



母子家庭の母の83.0%が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が39.2%、臨時・パートは49.0%となっている。

また、母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」とする者が86.2%と、5年前の73.1%と比べ就業意欲が高い者の割合が増加している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年））。

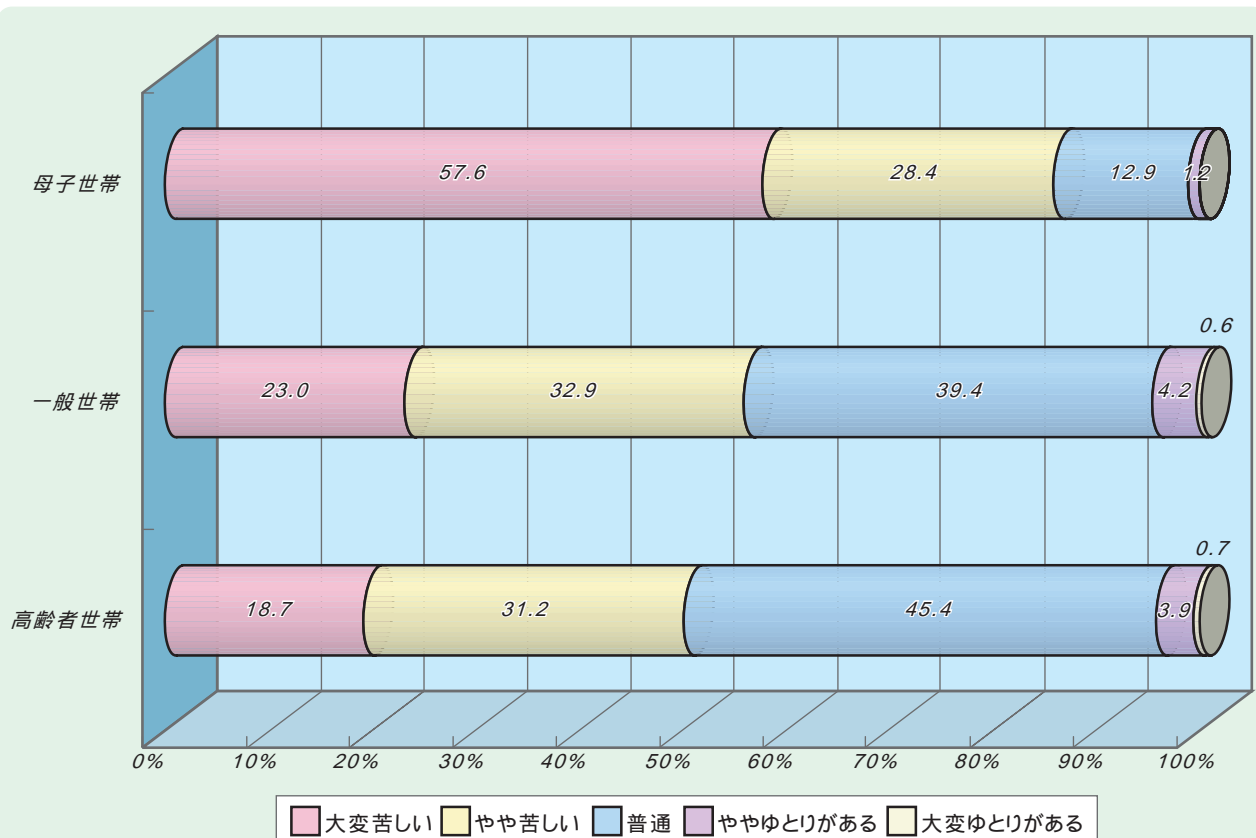
平成17（2005）年における母子世帯の完全失業率は8.6%、前年の8.9%と比べ減少となったものの、一般世帯の完全失業率5.5%に比べ高い水準になっている（総務省統計局「労働力調査」）。

3 暮らし向きについての意識

現在の暮らしについて、総合的にみてどのように感じているかをみると、「大変苦しい」（57.6%）と「やや苦しい」（28.4%）をあわせると85.9%、「普通」が12.9%である。

一般世帯や高齢者世帯と比べ、苦しいと感じている者の比率が高い（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）図表1-1-5）。

図表1-1-5 暮らし向きについての意識



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）

（注）1. 「一般世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。

2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。